

# マイナンバーカードの 休日・夜間臨時窓口開設について



▲詳しくはこちらから

問 町民税務課町民係（内線1306）

## 休日・夜間臨時窓口でできること

### 休 マイナンバーカードの 申請



マイナンバーカードの取得  
には申請が必要です

### 休/夜 マイナンバーカードの 交付



早めの受け取りをお願いします！

### 休/夜 マイナンバーカード等の 更新手続き



有効期限が切れる前に更新  
手続きを行いましょう！

|           | 休日臨時窓口                                                                                                                                                                 |                 | 夜間臨時窓口                                              |                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 実施日       | 1 月                                                                                                                                                                    | 15 日(日)、29 日(日) | 1 月                                                 | 12 日(木)、19 日(木)、26 日(木) |
|           | 2 月                                                                                                                                                                    | 12 日(日)、26 日(日) | 2 月                                                 | 2 日(木)、9 日(木)、16 日(木)   |
| 受付<br>時間  | 午前 9 時から午後 4 時30 分まで<br>(正午～午後1 時を除く)                                                                                                                                  |                 | 午後5 時30 から午後7 時まで                                   |                         |
| 手続き<br>内容 | 1_ マイナンバーカードの申請<br>2_ マイナンバーカードの交付<br>3_ マイナンバーカードの更新<br>(電子証明書の更新を含む)                                                                                                 |                 | 1_ マイナンバーカードの交付<br>2_ マイナンバーカードの更新<br>(電子証明書の更新を含む) |                         |
| 申込<br>方法等 | ・ご希望の方は標記担当まで必ず電話または窓口で事前予約をお願いいたします。<br>・休日臨時窓口の2 月12 日及び26 日については、2 月1 日(水)午前8 時30 分から予約受付を開始します。<br>・必要なものは手続きの内容により異なりますので事前予約の際にお伝えします。<br>また詳しくは、町ホームページをご覧ください。 |                 |                                                     |                         |

## マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末に延長となりました。マイナンバーカード申請期限の延長は今回が最後となります。

ある日、川俣町に人形作家がいると聞いて「どる・あくと球体関節創作人形」を主催する高橋いそ子さんを訪ねました。人形作りは、奥さんが退職後の趣味を見つけようと始めたそうですが、今ではご主人も退職を機会に、夫婦で創作に取り組み、発泡スチロールでの型作りから削り、体に粘土を巻き、磨き作業などを行うため人形が完成するまでに3ヵ月程かかるそうです。また、人形の着物は、古くなった着物のほか、川俣シルクに色染をしたものを使用していました。球体関節創作人形は、関節が動くので立ち座りが自由にでき、様々な場所に飾りやすいので楽しめると思いました。また、最近では奥さんの故郷である秋田県横手市などで人形作りの教室や展示会をご夫婦で開催しているとのことでした。この機会にぜひ羽山の森美術館でも開催していただきたいと思います。

### 町長のひとこと vol.21

